

報告第3号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 2105 番 223 先 市道穂高 0093 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 21 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 長野県北安曇郡松川村

氏名

2 事故の概要

令和 3 年 11 月 26 日、損害賠償請求者の妻が運転する普通自動車がかども園の職員駐車場から出ようと市道東沿いの側溝を横断したところ、グレーチングを跳ね上げ、排気管及び触媒装置を損傷したもの。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路施設の不具合に起因するものの、運転者側にも一定の過失が認められるため、安曇野市の過失を 60%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し損害の和解金として、63,308 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。